

入間市立図書館 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1、趣旨

入間市立図書館の開館にあたり、「入間市新型コロナウイルス感染症緊急対策」の基本方針の1つである「市民の生命と健康を守る」ことを踏まえたうえで、図書館の機能を可能な限り充実させながら開館することを目的に、ガイドラインを作成し、以て図書館職員の職務遂行に当たっての指針とするものです。

2、感染拡大予防のための基本

館内及びその周辺において、図書館職員（指定管理を含む）ならびに図書館に来館する利用者への新型コロナウイルスの感染を予防するため、最大限の対策を講じるものとする。

特に、3密といわれる3つの条件①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場所 のある場所では、感染を拡大するリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自分自身が感染することを回避するとともに、他者に感染させないような措置に努める。

3、具体的な対策

図書館は、所蔵する資料（図書、新聞、雑誌、視聴覚資料など）を閲覧に供し、貸出することが主な業務である。そのため、人と人との接触だけでなく、書架をはじめとする館内の設備や備品等への接触や、その資料の接触利用に伴う感染の可能性について対処し、かつ、利用者に注意喚起を行う。

① 利用者の安全確保と予防措置

- a、来館者にマスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指の消毒を促す。
- b、体調のすぐれない方の来館を控えてもらうよう促す。
- c、密集、密着を防ぐため、少人数での来館を促す。また、混雑時には、入館制限をするなどの処置を講じる。
- d、密集、密着を防ぐため、滞在時間を短時間（概ね30分程度）となるように促す。
- e、障害者サービス用貸出資料や機器については、十分に消毒し、提供する。

② 図書館職員の安全確保と予防措置

- a、定期的な検温を促し、体調がすぐれない場合は、出勤を控えること及び必要に応じて医療機関等の受診を促す。
- b、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- c、エプロンや手袋等、身に着けているものをこまめに洗濯・消毒する。
- d、出勤体制等については、人間市職員の服務上の取扱いに従う。(指定管理者については、これに準ずる。)

③ 資料利用及び館内サービスにあたって留意すべきこと

- a、資料の貸出にあたっては、カウンター窓口及び端末周辺機器の定期的な拭き取り消毒を行う。
- b、利用者カード等はトレイに載せるなど、職員及び利用者の接触感染予防に努める。
- c、カウンター窓口には、透明ビニールを設置し、飛沫感染を予防する。
- d、カウンター窓口の順番待ちでは、床面にフロアマーカ―を設置し、間隔を空けて整列を促す等、密集しないように努める。
- e、返却された資料の表面部分は、消毒液で拭く。また、24時間以上の待機期間を確保したのちに書架に戻す。
- f、利用者が手に取った資料は、直接書架に戻さず、表面の消毒をしたのちに書架に戻す対策を講じる。

4、適用

本ガイドラインについては、令和2年5月26日から適用する。なお、国及び県、市の対処方針が修正された場合は、その内容を踏まえて適宜見直しを行う。